

野村不動産マスターファンド投資法人
第4回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
（2023年5月30日開催）

1. 当該決議事項の内容

決議事項

- 第1号議案：** 規約一部変更の件
第2号議案： 執行役員1名選任の件
吉田修平氏を執行役員に選任するものであります。
第3号議案： 監督役員3名選任の件
内山峰男氏、岡田美香氏、小山東子氏の3名を監督役員に選任するものであります。

2. 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	賛成率（%）	決議結果
第1号議案	4,711,886	3,010	99.93%	可決
第2号議案	4,574,190	140,713	97.01%	可決
第3号議案 内山 峰男	4,710,896	3,981	99.91%	可決
岡田 美香	4,710,962	3,915	99.91%	可決
小山 東子	4,710,982	3,895	99.91%	可決

（注1）本投資主総会において行使することができる議決権の総数は4,715,200個になります。

なお、各議案の賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成（注）による出席を含みます）4,715,200個で除した数値の[小数第3位を四捨五入して]記載しています。

（注2）第1号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

（注3）第2号及び第3号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らか

になったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、本投資法人の規約 14 条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

第14条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員及び会計監査人の解任
 - (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
 - (3) 解散
 - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
 - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
3. 第 1 項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以上